

(新) 生物多様性国家戦略推進費

40百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課  
生物多様性地球戦略企画室

### 1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」の計画期間は概ね平成24年までとされていることから、本年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の結果を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。特にCOP10では、生物多様性に関する世界目標である「ポスト2010年目標」が決定されるが、締約国においては、同目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定等が求められる予定であり、議長国でもある我が国は国際的にも早期の対応が求められる。

また、将来の人口減少社会の到来等を見据えた長期的な展望や地球規模の視点に立った分析の必要性、生物多様性国家戦略の実行に向けた筋道や達成度を把握するための具体的な目標や指標を明らかにすべきといった指摘が有識者等からなされている。

これらに対応し、世界の範となる生物多様性国家戦略を策定するために必要な調査、検討等を行う。

- (1) 生物多様性国家戦略の改定に必要な課題の抽出
- (2) 生物多様性に係る将来シナリオ分析を実施し、生物多様性国家戦略に反映すべき課題や施策を検討
- (3) ポスト2010年目標に準拠した生物多様性国家戦略の目標・評価指標の検討
- (4) 次期生物多様性国家戦略の方向性等についての検討

### 2. 事業計画

	H23	H24	H25
(1) 生物多様性国家戦略の課題の抽出			戦 略 改 定
(2) 将来シナリオ分析の実施			
(3) 目標・評価指標の検討			
(4) 検討委員会の開催			

### 3. 施策の効果

COP10の結果や科学的知見を反映し、国際合意であるポスト2010年目標に準拠した目標を備え、目標と具体的な実現手法が的確に関連づけられ、達成状況の計測が可能な新たな生物多様性国家戦略を策定することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する。

# 生物多様性国家戦略策定推進費

< H22年度 >

## 生物多様性国家戦略 (生物多様性国家戦略2010)

生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本的な計画

H22年3月に閣議決定

生物多様性基本法 (H20年施行) に基づく初めての国家戦略

概ねH24年度までを対象



## 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

(H22年10月、愛知県名古屋市)

「ポスト2010年目標」の決定

- ・生物多様性に関する2010年以降の世界目標をCOP10で決定
- ・締約国は効果的で参加型の改訂国家戦略の策定が必要

遺伝資源へのアクセスと利用から生じる利益の配分 (ABS)、保護地域など生物多様性に関する多岐にわたる課題について議論



## 「国連生物多様性の10年」決議

「ポスト2010年目標」の達成に向け、国連加盟国、国連機関、国際機関、研究機関の連携を求める決議として国連総会で決定予定

< H23 ~ H24年度 >

## 生物多様性国家戦略の改定作業 (生物多様性国家戦略推進費)

### 課題の抽出

- ・現行国家戦略の点検
- ・ポスト2010年目標との比較検討等

### シナリオ分析

人口減少、エネルギー、地球温暖化などの自然的・社会的条件の変化を踏まえた分析

### 目標・評価指標の検討

道筋や達成度を把握するためのより具体的な目標の設定や指標の設定

課題の整理、次期戦略で重点的に取り組むべき施策の検討

< H24年度 >

次期生物多様性国家戦略の策定 (閣議決定)